

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

資料3 別紙

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	小樽開発建設部	札幌管区気象台	後志総合振興局	蘭越町	ニセコ町	真狩村	留寿都村	喜茂別町	京極町	倶知安町	陸上自衛隊	北海道警察本部	倶知安警察署	羊蹄山ろく消防組合消防本部	JR北海道(株)	北海道電力(株)	課題		
洪水時における河川管理者等からの情報提供	・避難勧告の発令の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を実施している。 ・重大災害の発生のおそれがある場合には、小樽開発建設部長(倶知安開発事務所長)から蘭越町長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。	・河川管理者と共同で洪水予報を発表している。	・水位周知河川について、避難勧告等発令の目安となる水防情報の発表等を実施している。 ・水位周知河川について、 <b>重大災害の発生のおそれがある場合には、小樽建設管理部から町村長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。</b>	・重大災害の発生のおそれがある場合には、小樽開発建設部長(倶知安開発事務所長)から蘭越町長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。		・気象庁や河川管理者からの情報をもとに、必要に応じ住民に周知している。		・水位周知河川について、河川管理者から避難勧告等の発令の目安となる水位情報及び水防警報が水位レベルに応じて提供されている。	・水位周知河川について、河川管理者から避難勧告等の発令の目安となる水位情報及び水防警報が水位レベルに応じて提供されている。	・水位周知河川について、河川管理者から避難勧告等の発令の目安となる水位情報及び水防警報が水位レベルに応じて提供されている。								・洪水予報等の防災情報が受け手側にとってわかりにくいこともあり、住民にとって防災情報の持つ意味が理解されず、情報を受けた場合でも適切な行動に結びつかないことが懸念される。  ・水位周知河川以外の河川では、住民の避難等に必要な水位情報等を提供できておらず、水害リスク情報が不足している。	A
避難勧告等の発令基準	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインを検討している。	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインを検討している。 ・特別警報・警報・注意報を発表している(警戒期間、注意期間、ピークの時間、最大雨量などの予測値を発表)	・避難勧告等の発令に着目した河川水位等の情報を関係機関に通知している。	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインを検討している。 ・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインを検討している。	・地域防災計画に基づき災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に発令している。	避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインを検討している。 ・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。	・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。	避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。								・避難勧告等の発令に着目したタイムラインを早期に策定し、訓練を通じた精度向上とあわせて、円滑な運用を可能とするために、各地域における避難勧告等の発令タイミングや、避難情報の伝達方法を予め整理することが求められる。  ・北海道管理区間ではタイムラインが整備されておらず、大規模な水害に対し、水害の時系列に沿って各機関が取るべき行動が明らかになっていない。  ・現時点では、住民への避難情報の提供や、地域毎に大規模浸水に対して利用可能な避難施設を考慮した避難時間が反映されたタイムラインになっていない。	B C
避難場所・避難経路	・平成14年3月に浸水想定区域図を公表し、蘭越町長に通知している。 ・平成28年6月に想定し得る最大規模の洪水に対する浸水想定区域図を公表し、蘭越町長に通知している。		・浸水想定区域図を公表し、町長に通知している。 尻別川(倶知安町、京極町及び喜茂別町)、倶登山川(倶知安)、喜茂別川(喜茂別町)	・平成14年3月公表の浸水想定区域図に基づき、平成16年3月に洪水ハザードマップを作成し浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。 ・まるごとまちごとハザードマップを8箇所設置している。	避難場所を町内14箇所に指定し、地域防災計画に掲載している。	・真狩村地域防災計画、防災のしおり及びハザードマップにおいて、避難場所等について周知している。	避難場所を村内10箇所に指定し、地域防災計画に掲載している。	・平成22年3月25日公表の浸水想定区域図に基づき、平成22年に洪水ハザードマップを作成し浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。	避難場所を町内13箇所に指定し、地域防災計画に掲載している。	・平成14年3月公表の浸水想定区域図に基づき、平成29年3月に洪水ハザードマップを作成し浸水範囲、指定緊急避難場所、指定避難所等を周知している。								・浸水想定区域図等に記載された浸水深等の情報が、リスクとして住民に理解されず、情報を受けた場合でも適切な行動に結びつかないことが懸念される。  ・北海道管理区間では、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が未整備であることから、想定し得る最大規模の洪水に対する避難確保と被害軽減が求められる。  ・避難施設への避難経路を指定していないため、いざという時に利用するルートが浸水しているなど、適切に行動できないことが懸念される。  ・避難者が集中した場合には、近傍の避難施設が利用できないことが懸念される。  ・国道・道道の浸水により、住民の避難や災害拠点病院への搬送等が困難となることが懸念される。  ・低平地には垂直避難できる施設が無いことから、浸水深の深い区域においては、避難が困難になることが懸念される。  浸水による、国道、道道、町道、JRの途絶状況が的確に周知されず、避難等に支障が生じることが懸念される。	D E F G H
住民等への情報伝達の体制や方法	・河川水位、洪水予報及びライブ映像等の情報をホームページやテレビを通じて伝達している。	・気象警報・注意報及び洪水予報等の情報をホームページやテレビを通じて伝達している。	・雨量・河川水位・ダム等の情報を「川の防災情報」ホームページを通じて伝達している。	・避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を防災無線・広報車などにより伝達している。 ・新たな防災通信システムとして、全戸への屋内端末機と屋外スピーカーによる情報伝達網の整備を進めている。	・コミュニティFM放送、防災ラジオ及び広報車等により伝達している。 ・エリアメールにより伝達している。	・避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を防災無線により全戸及び屋外スピーカーにより周知している。また村、羊蹄山ろく消防組合真狩支署の広報車により関係する地域に周知している。	防災行政無線及び広報車等により伝達している。	・気象警報・注意報及び洪水予報等の情報をIP告知端末を通じての文字・音声による伝達、吹鳴による音の伝達、広報車による情報伝達を実施している。	・住民への情報伝達は、登録制メール、広報車、電話により行っている。 ・防災行政無線を整備するために、平成29年度に基本設計を業務委託している。	防災行政無線、広報車及び緊急即報メール等により伝達している。								・屋内にいる場合、風雨などの騒音等により、音声による情報の聞き取りが困難となることが懸念される。  ・高齢者など災害時要配慮者等一部の住民には、一般的な情報の伝え方では理解が難しく、適切な避難行動に結びつかないことが懸念される。	I J
避難誘導体制			・関係機関との情報共有を行っている。	・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、水防団が実施する。	・地域防災計画に基づき、町職員及び消防等誘導を実施している。	・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、水防団が実施している。	地域防災計画に基づき、村職員及び消防等誘導を実施している。	・避難誘導は、地域防災計画に基づき警察、自衛隊、要支援者については町職員が実施している。	・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員(主に保健福祉班)、消防職員、消防団員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員が当たっている。	地域防災計画に基づき、町職員及び消防等で誘導を実施している。								・水防団員が少ないため、避難誘導時の人員が不足することが懸念される。  ・地域防災計画には、町村職員、警察、消防、水防団それぞれの役割が明確に規定されておらず、出動時の混乱が懸念される。	K L

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

資料3 別紙

② 水防に関する事項

項目	小樽開発建設部	札幌管区気象台	後志総合振興局	蘭越町	ニセコ町	真狩村	留寿都村	喜茂別町	京極町	倶知安町	陸上自衛隊	北海道警察本部	倶知安警察署	羊蹄山ろく消防組合消防本部	JR北海道(株)	北海道電力(株)	課題
河川水位や洪水リスク等に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をホームページやテレビを通じて伝達している。</li> <li>基準観測所の水位に応じて水防警報を発表している。</li> <li>平常時に水防活動の効率化を図るため、関係機関と水害リスクの高い箇所との合同巡視を実施しており、出水時には水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報をホームページやテレビ・ラジオ等を通じて伝達している。</li> <li>平常時に水防活動の効率化を図るため、関係機関との水害リスクの高い箇所との合同巡視に参加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川水位等の情報をホームページを通じて公表している。</li> <li>基準観測所の水位に応じて水防警報を発表している。</li> <li>平常時に水防活動の効率化を図るため、関係機関との水害リスクの高い箇所との合同巡視に参加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、水防団や住民に対して必要な行動を指示している。</li> <li>平常時に水防活動の効率化を図るため、関係機関と水害リスクの高い箇所との合同巡視を実施しており、出水時には水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「川の防災情報」を活用し、河川水位等の情報を関係部局で共有している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁情報等により、村担当者や消防により河川の巡視を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁の発表に基づき、防災広報無線等を通じて住民に対して必要な行動をIP告知端末により指示している。</li> <li>平常時については、河川内の倒木を確認している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁などからの発表と見回りを実施し、住民に対して必要な行動をIP告知端末により指示している。</li> <li>平常時については、河川内の倒木を確認している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「川の防災情報」を活用し、河川水位等の情報を関係部局で共有している。</li> <li>水害リスクの高い箇所は、現地確認をして関係部局で情報を共有している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、水防団や住民に対して必要な行動を指示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時に水防活動の効率化を図るため、関係機関との水害リスクの高い箇所との合同巡視に参加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道警察本部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>倶知安警察署</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>羊蹄山ろく消防組合消防本部</li> <li>河川水位等の情報を河川情報HP等で閲覧し警戒するとともに洪水リスクが高い場合は、車両にて巡視警戒にあたる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JR北海道(株)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道電力(株)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川水位、洪水予報、水防警報、重要水防箇所等の情報がどのように活用されるのか、個々の水防団員への周知が不足している。</li> <li>住民を対象とした合同巡視が対象地区全てでは実施されておらず、リスク情報の周知が十分とはいえない。</li> <li>水位周知河川以外の河川では、住民の避難等に必要な水位情報等を提供できておらず、水害リスク情報が不足している。</li> <li>水位周知河川以外の河川では、浸水想定区域図等が未整備であることから、水害リスク情報が不足している。</li> </ul>
水防資機材の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>大曲水防倉庫、名駒水防倉庫、蘭越水防拠点等に水防資機材を保有している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>蘭越出張所及び真狩出張所倉庫に水防資機材を保有している。</li> <li>水防資材ヤード(喜茂別町留産)を整備し、水防資材を保有している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>蘭越、名駒、港、昆布、目名倉庫に水防資機材を保有している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の資材倉庫に土のう袋等を備蓄している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>村防災倉庫及び羊蹄山ろく消防組合真狩支署において資材を保有している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>村の災害備品格納庫に土のう袋等を備蓄している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄庫に土のう及びポンプを保有している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水ポンプ、土のう袋等を備蓄している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の水防資機材倉庫に土のう袋及び土のう用土を備蓄している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>各所属に水防資機材を整備し保有している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地周辺や浸水被害が大きい上流部地区における水防資機材保管場所が確保されていないことから、資機材搬入時間の短縮が求められる。</li> </ul>	
水防活動の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水防工法実技訓練」に参加し、実技指導を行っている。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「水防工法実技訓練」に参加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時に地域で相互に協力できるように、羊蹄山ろく消防組合、蘭越消防団、蘭越建設協会、自衛隊、警察署等が連携して「水防工法実技訓練」を毎年実施している。</li> <li>町内会単位で、防災意識向上に関する取組を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会単位で、防災意識向上に関する取組を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水防工法実技訓練」に参加している。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>「水防工法実技訓練」に参加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水防工法実技訓練」に参加している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「水防工法実技訓練」に参加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水防工法実技訓練」に参加している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団員が減少傾向になっていることとあわせ、水防活動に関する専門的な知識等を習得する機会が少なく、作業を的確にできないことが懸念される。</li> </ul>
その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道広域消防相互応援協定」「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」を北海道及び道内の市町村と締結している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道広域消防相互応援協定」「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」を北海道及び道内の市町村と締結している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道広域消防相互応援協定」「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」を北海道及び道内の市町村と締結している。</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道広域消防相互応援協定」「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」を北海道及び道内の市町村と締結している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>	

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

資料3 別紙

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	小樽開発建設部	札幌管区気象台	後志総合振興局	蘭越町	ニセコ町	真狩村	留寿都村	喜茂別町	京極町	倶知安町	陸上自衛隊	北海道警察本部	倶知安警察署	羊蹄山ろく消防組合消防本部	JR北海道(株)	北海道電力(株)	課題		
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>・樋門操作を確実にするための樋門遠隔操作の整備や樋門の操作点検を出水期前に実施している。</p> <p>・排水作業を迅速に行うための排水ポンプ釜場を整備するとともに、排水ポンプ車の運転委託による内水排除対策を実施している。</p> <p>・保有する資機材は、非常時においては水防団体等への貸し出しが可能である。</p>		<p>・水防体制強化のため、水防資機材を活用し、関係機関が連携した水防訓練を実施している。</p> <p>・保有する資機材は、非常時においては水防団体等への貸し出しが可能である。</p>	<p>・水防体制強化のため、水防資機材を活用し、関係機関が連携した水防訓練を実施している。</p> <p>・保有する資機材は、水防活動に使用する。</p>	<p>・保有する資機材は、水防活動に使用する。</p>	<p>・村防災倉庫及び羊蹄山ろく消防組合真狩支署において資材を保有している。</p>	<p>排水ポンプの定期的に動作試験を実施している。</p>	<p>・保有する資機材は、水防活動に使用する。</p>		<p>・水防体制強化のため、水防資機材を活用し、関係機関が連携した水防訓練を実施している。</p>	<p>・水防体制強化のため、水防資機材を活用し、関係機関が連携した水防訓練を実施している。</p>		<p>・水防体制強化のため、水防資機材を活用し、関係機関が連携した水防訓練を実施している。</p>					<p>・大規模浸水時に早期に排水を行うため、既存の排水施設、排水系統、資機材の保有状況等を把握し、関係機関の連携による排水計画を検討する必要がある。</p>	P
																		<p>・広域的な排水ポンプ・資機材等の保有状況や非常時における支援要請手順、各関係機関の連絡窓口について、情報共有が図られていない。</p>	Q

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	小樽開発建設部	札幌管区気象台	後志総合振興局	蘭越町	ニセコ町	真狩村	留寿都村	喜茂別町	京極町	倶知安町	陸上自衛隊	北海道警察本部	倶知安警察署	羊蹄山ろく消防組合消防本部	JR北海道(株)	北海道電力(株)	課題		
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	<p>・流下能力が不足している河道に対し、流下断面を確保するため、国管理区間上流部で河道掘削を実施している。</p> <p>・危機管理型ハード対策として、堤防裏法尻の補強を実施している。</p>		<p>・流下能力が不足している河道に対し、流下断面を確保するための河道掘削や伐開、堤防整備を実施している。</p>															<p>・蘭越市街地における無堤地区や河道断面が計画に対して不足している区間があり、洪水により氾濫するおそれがある。</p> <p>・河床が深掘れしている箇所や水衝部など、河岸侵食や護岸欠損のおそれがある。</p> <p>・洪水の越水により、堤防が決壊するおそれがある。</p> <p>・土砂堆積や河畔林の繁茂により、河道断面が計画に対して不足している区間があり、洪水により氾濫するおそれがある。</p>	R